

2019年5月24日

各 位

会 社 名 プラス・テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 中馬直宏
問合せ先 常務取締役経営管理部長 縄野昌紀
電話 029 - 889 - 2222

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月19日開催予定の第108回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、株主の皆様の株式譲渡の機会を確保するため、みずほ証券株式会社が運営する株主コミュニティを組成しており、同株主コミュニティでは、株券の発行が必要とされております。

しかし、当社では、2019年8月31日をもって、株主コミュニティの解散を予定しておりますため、その後は、当社において株券を発行する必要がなくなります。

当社では、かねてより、株式事務の合理化等のため、株券を不発行とすることを検討してまいりましたことから、下記のとおり、2019年9月1日より株券を発行する旨の規定を廃止して不発行とするともに、これに関連する規定を改廃するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1)取締役会決議日	2019年5月24日
(2)株主総会決議日	2019年6月19日
(3)株主コミュニティ解散日	2019年8月31日
(4)効力発生日	2019年9月1日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 第1条～第4条（省略）</p> <p>第2章 株式 （発行株式可能総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は4,800万株とする。 当社の単元株式数は1,000株とする。 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係わる株券は発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> （単位未満株式についての権利） 第6条（省略） （株主名簿管理人） 第7条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 （株式取扱規則） 第8条 当社の<u>株券の種類</u>、株式の名義書換、質権の登録、<u>株券の再発行</u>、<u>株券喪失登録の</u>手続、単元未満株式の買取り、諸届、その他株式に関する取扱及び手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。 （基準日） 第9条（省略）</p> <p>第3章～第7章 第10条～第40条（省略）</p>	<p>第1章 第1条～第4条（現行通り）</p> <p>第2章 株式 （発行株式可能総数） 第5条（現行通り） （現行通り） （削除） （削除）</p> <p>（単位未満株式についての権利） 第6条（現行通り） （株主名簿管理人） 第7条（現行通り） （現行通り） 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 （株式取扱規則） 第8条 当社の株式の名義書換、質権の登録、単元未満株式の買取り、諸届、その他株式に関する取扱及び手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。 （基準日） 第9条（現行通り）</p> <p>第3章～第7章 第10条～第40条（現行通り）</p>

(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 第5条、第7条及び第8条の変更は、2019年9月1日よりその効力を生ずるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>第3条 本附則は、2020年9月2日をもってこれを削除する。</u></p>